

# 大規模集客施設への要請(措置区域)

**営業時間の短縮と入場者の整理誘導等の徹底をお願いします。**

**・営業時間は5時から20時まで(イベント開催時及び映画館は21時まで)**

期間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

対象

特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設のうち、20時以降も開業する  
1,000平方メートルを超える施設  
例)営業時間の短縮:ショッピングモール,百貨店(特措法第24条第9項)等  
入場者の整理誘導等:家電量販店(特措法第31条の6第1項),百貨店の地下の食品売り場(同法第24条第9項)等

地域

鹿児島市,霧島市,始良市

協力金

【集客施設】  
対象床面積1,000平方メートル毎に  
20万円×時短率(※)×時短日数  
【集客施設のテナント】  
対象床面積100平方メートル毎に  
2万円×時短率(※)×時短日数  
(※)時短率:時短した時間/本来の営業時間

申請方法等については、別途お知らせします。